

中山間地域の魅力を活かした取組の例

中山間地域ならではのおいしい食べ物

中山間地域では、特色のある様々な農産物やその加工品を生産しています。中山間地域等直接支払は、このような皆さんの地域にある食べ物を販売・製造するための取組にも使われています。



地場農産物を使用した料理



棚田米



きび餅



赤かぶの栽培



無農薬米の栽培



ミカンのジュース加工

取組事例

ろんでん ひみし
論田集落協定(富山県氷見市)

【以前の状況】

○集落内の農地は傾斜がきつく、点在しており、農業者の高齢化や担い手不足により農地の荒廃が心配。



【協定に基づく取組】

- 平成12年度から本制度に取り組み、集落ぐるみで農道・水路等の管理を実施。
- 協定内の加工グループ「食彩ふるさと」にて、集落でとれたヨモギを使った地域特産の草もちを製造。
- 地域の園児の農業体験を実施。

【効果】

- 農道の舗装や水路の補修等が進み、農業生産のための環境整備が図られている。
- 地域特産物の加工・販売により集落内に活気が生まれ、集落ぐるみでの農業生産の活動継続に寄与。



集落住民による「草もち」の製造



地域の園児による収穫体験

中山間地域ならではの自然・風景

中山間地域には、他では見ることのできない美しい風景や豊かな自然がたくさんあります。中山間地域等直接支払は、このような都市部の人たちにとっても貴重な農村の環境や景観を守るための取組にも使われています。



ながよちょう
長崎県長与町



かみかつちょう
徳島県上勝町



じょうえつし
新潟県上越市



あさひまち
山形県朝日町



さようちょう
兵庫県佐用町



ひたちおおみやし
茨城県常陸大宮市

取組事例

ちよ
千代集落協定（長野県飯田市）
いいだし

【以前の状況】

○地区にある棚田（よこね田んぼ）を地域の重要な農村文化遺産として維持したいが、高齢化により棚田の荒廃が心配。



【協定に基づく取組】

- 平成22年度から本制度に取り組み、耕作放棄しそうな田の再整備、農道の草刈り等により農地を維持管理。
- 都市からの営農支援、体験教育等による多種多様な交流を実施。

【効果】

- 「保全委員会」の設立による棚田保全が始まり、担い手組織を育成。
- 都市住民との交流が活発化。



修学旅行生の田植え体験



よこね田んぼの秋の様子

手続きの流れ

協定の作成と活動の実施

① 協定の作成

- 集落の現状、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。



【集落での話し合い】

② 協定の提出（市町村が認定）

- 作成した協定を市町村に提出^(注)し、**市町村長が認定**します。

(注) 協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

協定の提出（集落→市町村）期限：6/30※1
 協定の認定（市町村→集落）期限：7/31※2
 ※1 平成27年度においては8/31
 ※2 平成27年度においては9/30

③ 活動の実施

- 協定に基づき、**活動**を実施します。



【集落共同の水路清掃】

④ 実施状況の確認（市町村が実施）

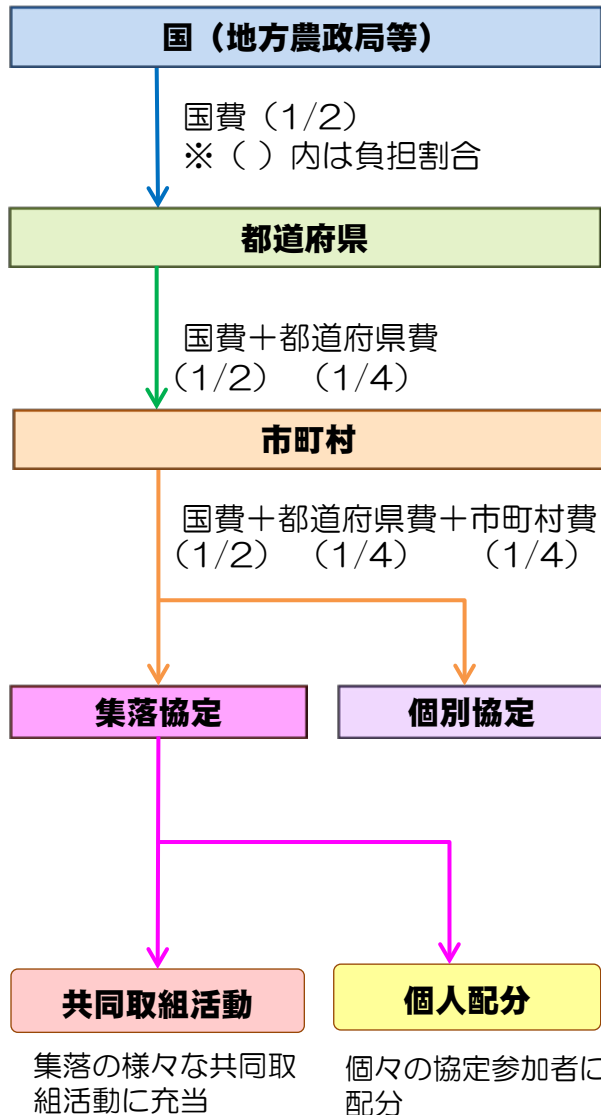
- 市町村**が活動の**実施状況を確認**します。（協定代表者等の立ち会いをお願いします）

実施状況の確認（市町村）期限：9/30※
 ※ 平成27年度においては10/31

☆ 交付金の支払い

- 交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。

交付金交付の流れ



☆協定には、2つの種類があります。

- **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
- **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定。

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」について

- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」は、農業の有する多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動や営農活動に対し、国、都道府県及び市町村が支援を行うものであり、平成27年4月から施行されます。
中山間地域等直接支払は、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払とともに、「日本型直接支払制度」として、この法律に基づいて実施することとなります。
- 法律に基づく措置となることで、これらの支払について、集落の皆様がこれからも安心して取り組むことができるようになります。

日本型直接支払制度 (中山間地域等直接支払を除く)

多面的機能支払、環境保全型農業直接支払は、中山間地域等直接支払と合わせて取り組むことができます。下記の交付単価は一例です。

(地域や活動内容によって交付単価が異なります。詳細は、P. 11のお問い合わせ先にご確認下さい。)

多面的機能支払

多面的機能を支える地域の共同活動を支援します。

| | | (都府県の田の場合) |
|---|----------------------|------------|
| ① | 水路の泥上げや農道の路面維持など | 3,000円/10a |
| ② | 植栽やビオトープづくりなどの農村環境活動 | 2,400円/10a |
| ③ | 水路や農道などの補修や更新 | 4,400円/10a |



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

(①、②及び③に同時に取り組む場合は、最大9,200円/10a)

環境保全型農業直接支払

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで行う次の営農活動を支援します。

| | | | |
|---|--------|------------|---|
| ① | 緑肥の作付け | 8,000円/10a | |
| ② | 堆肥の施用 | 4,400円/10a | 等 |



緑肥の作付け